

○桑名市健康・ケア教室(一般介護予防事業)及び送迎加算(サービス・活動B(通所型))事業実施要綱

平成27年6月26日

告示第149号

改正 平成30年3月30日告示第88号

平成30年5月22日告示第145号

令和3年4月1日告示第115号

令和6年4月1日告示第143号

(題名改称)

令和7年3月31日告示第97号

(題名改称)

注 令和6年4月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この告示は、健康・ケア教室(桑名市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則(平成27年桑名市規則第20号。以下「規則」という。))別表第1介護予防・生活支援サービス事業の部健康・ケア教室送迎加算(サービス・活動B(通所型))の項事業内容の欄に規定する健康・ケア教室をいう。以下同じ。)の事業を実施することにより、重要な地域資源である医療機関及び介護事業所等が、医療・介護・健康等の専門職及び地域住民等のボランティアと協働し、高齢者やその家族が気軽に立ち寄り相談できる包括的な生活支援の拠点としての役割を果たすことで、対象者の社会的孤立感を解消し、生きがいつくり及び健康保持を図り、要介護状態等となることを予防し、又は要支援状態を軽減するとともに地域における自立した日常生活を支援することを目的とする。

(令6告示143・令7告示97・一部改正)

(対象者)

第2条 健康・ケア教室の対象者は、規則第5条第2号及び第3号に規定する者で、健康保持等の支援を必要とする者又は希望する者とする。

2 第14条第4項に規定する送迎加算の対象者は、規則第5条第1号に規定する者で、健康・ケア教室に当たって送迎の支援を必要とする者とし、送迎の利用に当たっては、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。))第8条の2第16項に規定する介護予防支援又は規則第3条第1号コに規定する介護予防ケアマネジメント(以下「介護予防支援等」という。)による援助を受けるよう努めるものとする。

(令6告示143・一部改正)

(事業の内容)

第3条 健康・ケア教室の事業は、第7条の規定に基づき登録を行った医療機関及び法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者(以下「介護サービス事業者」という。)等(以下「登録事業者」という。)が、前条に規定する対象者に対し、当該登録事業者が事業所の空きスペース等を活用し、健康相談、運動、口腔、栄養、認知等に関する介護予防教室を開催するサービスの提供その他事業の目的達成に必要な事項を実施するものとする。

(令6告示143・一部改正)

(事業の運営)

第4条 登録事業者は、健康・ケア教室の事業の運営に当たり、登録事業者に所属する医療又は介護について専門的な知見を有する者が関与するとともに、地域住民等の協力を得ることに努めるものとする。

2 登録事業者は、健康・ケア教室の事業の運営に当たり、健康・ケア教室を利用する者(以下「利用者」という。)の安全性を十分考慮して実施することとし、台風等の天候不順の場合又は感染症のまん延のおそれがある場合等には、事業の実施及び中止に関し、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(令6告示143・一部改正)

(実施方法)

第5条 登録事業者は、健康・ケア教室の提供に当たっては次に掲げるところによるものとする。

(1) 登録事業者は、健康・ケア教室の提供に当たっては、介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。)の実施者(以下「介護予防支援事業者等」という。)その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(2) 登録事業者は、健康・ケア教室の利用を位置付けた法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。))第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画(桑名市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱(令和6年桑名市告示第147号)の規定により作成されるケアプランを含む。)を含む。)が作成されている場合は、当該計画に沿った健康・ケア教室を提供するものとする。

2 健康・ケア教室は、登録事業者の事業所の空きスペースその他定期的に健康・ケア教室の提供を行うことができる場所で提供するものとする。

3 登録事業者は、健康・ケア教室の運営及び必要に応じて高齢者等の送迎を適正かつ確実に実施しうるものとして市長が認める者とし、利用者の送迎に当たっては、利用者の健康状態等に十分留意して行うよう努めなければならない。

(令6告示143・令7告示97・一部改正)

(実費の負担)

第6条 健康・ケア教室の利用の際に飲食費等の実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。

(令6告示143・一部改正)

(事業実施の登録)

第7条 健康・ケア教室の事業の目的に賛同し、健康・ケア教室を提供しようとする医療機関及び介護サービス事業者等は、桑名市健康・ケア教室事業実施登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の内容が健康・ケア教室の事業の目的から逸脱している等、登録が不適当と認めるときは、申請の日から2週間以内に桑名市健康・ケア教室事業実施登録(内容変更)却下通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

3 前項に規定する場合を除き、第1項の規定による申請をもって登録を行ったものとする。

(令6告示143・一部改正)

(登録内容の変更)

第8条 登録事業者は、登録内容に変更があるときは、直ちに市長に桑名市健康・ケア教室事業内容変更申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は前項の申請について準用する。

(令6告示143・一部改正)

(登録事業者の公開)

第9条 市長は、登録事業者が提供する健康・ケア教室の内容等について、原則、市のホームページ等で公開する。

(令6告示143・一部改正)

(衛生管理等)

第10条 登録事業者は、健康・ケア教室の提供に従事する者(以下「従事者」という。)の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じなければならない。

(令6告示143・一部改正)

(秘密保持)

第11条 登録事業者は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 登録事業者は、利用者に対する健康・ケア教室の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援等による援助を行う介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 登録事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 登録事業者は、利用者に対する健康・ケア教室の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 登録事業者は、前3項に規定する措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めなければならない。

(令6告示143・一部改正)

(廃止等の届出及び便宜の提供)

第13条 登録事業者は、施行規則第140条の62の3第2項第6号に該当するときは、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(令和5年厚生労働省告示第331号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。)別紙様式第3号(3)により、廃止又は休止をしようとする日の1月前までに、市長に提出しなければならない。

2 登録事業者は、前項の規定による届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に健康・ケア教室を利用していた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き健康・ケア教室に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な第1号事業(法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。)のサービス等が継続的に提供されるよう利用者に係る介護予防支援事業者等その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

3 登録事業者は、施行規則第140条の62の3第2項第4号に該当するときは、厚生労働大臣が定める様式別紙様式第3号(2)により、再開した年月日を市長に届け出なければならない。

(令6告示143・令7告示97・一部改正)

(補助金の交付)

第14条 市長は、登録事業者に対して桑名市健康・ケア教室事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の定める範囲内で交付することができる。

2 前項の補助金の額は、サービス提供月(月の初日から末日までの間に登録事業者が健康・ケア教室の提供を行った月をいう。以下同じ。)において、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める金額とする。

(1) サービス提供月の延べ利用者数が9人以下 当該サービス提供月中の開催回数に1,500円を乗じて得た額(上限6,000円)

- (2) サービス提供月の延べ利用者数が10人以上19人以下 当該サービス提供月中の開催回数に2,500円を乗じて得た額(上限10,000円)
- (3) サービス提供月の延べ利用者数が20人以上29人以下 当該サービス提供月中の開催回数に4,000円を乗じて得た額(上限16,000円)
- (4) サービス提供月の延べ利用者数が30人以上 当該サービス提供月中の開催回数に5,000円を乗じて得た額(上限20,000円)
- 3 前項各号の規定により開催回数を算定するときは、次の各号に掲げる要件を全て満たす健康・ケア教室を提供した回数を数えるものとする。
- (1) 開催回数が1時間以上であること。
- (2) 利用者が1人以上いること。
- (3) 利用者負担が500円以内であること。
- 4 第1項の補助金の額は、送迎加算として、第2条第2項に規定する対象者に対し、健康・ケア教室を提供する拠点への往復の送迎を行い、かつ、前項各号に掲げる要件を全て満たす健康・ケア教室を提供した場合において、当該健康・ケア教室を提供した回数に1,000円を乗じて得た額(サービス提供月ごとに1人につき4,000円を上限とする。)を第2項の規定により算定した額に加算することができる。
- 5 前項の規定の適用を受けようとする者は、事業の実績報告に際し、健康・ケア教室送迎利用人数積算表(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 6 補助金の交付に関する手続は、同一年度のサービス提供月に係るものを一括して行うものとし、当該年度の第2項及び第4項の規定による補助金の額の合計が当該年度の健康・ケア教室の提供に要する費用(健康・ケア教室の提供に付随する収入がある場合には当該収入額を控除して得た額)を超える場合には、同項の規定に関わらず、当該費用に相当する金額を補助金として交付する。
- (令6告示143・一部改正)
- (交付決定の取消し)
- 第15条 市長は、桑名市補助金等交付規則(平成16年桑名市規則第54号)第18条第1項に規定するほか、この告示に違反したと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (補助金に関する規定の委任)
- 第16条 前2条に規定する補助金の交付、交付決定の取消しのほか、補助金の交付に関する事項は、桑名市補助金等交付規則に定めるところによる。
- (状況報告等)
- 第17条 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、健康・ケア教室の事業の運営について随時報告させ、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。
- (令6告示143・一部改正)
- (その他)
- 第18条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 平成28年3月31日までの間における第14条第3項第3号の規定の適用については、第14条第3項第3号中「30人以上」とあるのは「20人以上」とする。
- 附 則(平成30年3月30日告示第88号)
- この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則(平成30年5月22日告示第145号)
- この告示は、公布の日から施行する。
- 附 則(令和3年4月1日告示第115号)
- (施行期日)
- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この告示による改正後の第14条の規定は、この告示の施行の日以後に行う本サービスに係る補助金について適用し、同日前に行う本サービスに係る補助金については、なお従前の例による。
- 附 則(令和6年4月1日告示第143号)
- この告示は、公布の日から施行する。
- 附 則(令和7年3月31日告示第97号)
- この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

(令6告示143・全改)

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 桑名市長

申請者
所在地法人名
代表者名
事業所名
(開催場所)

桑名市健康・ケア教室事業実施登録申請書

桑名市健康・ケア教室事業に対し、登録事業者として下記のとおり実施したいので申請します。

記

事業所名

事業所所在地

電話番号

実施内容 (健康相談・運動・口腔・栄養・認知・その他)

内容詳細

実施期間 年 月 日～

実施日時 毎週 曜日/毎月 曜日
(時 分～ 時 分)

実施場所

受入可能人数

指導者の職種・人数

送迎の有無

※実施内容・予定については別紙添付でも構いません。

本申請に係る連絡先

部署名・担当者名	:
電話番号	:
メールアドレス	:

様式第2号(第7条関係)

(令6告示143・全改)

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

所在地

名称
代表者

様

桑名市長

印

桑名市健康・ケア教室事業実施登録(内容変更)却下通知書

付で登録申請のありました健康・ケア教室事業登録については、下記の理由により登録(内容変更)を却下することとしたので通知します。

記

様式第3号(第8条関係)

(令6告示143・全改)

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

(宛先) 桑名市長

申請者
所在地法人名
代表者名
事業所名
(開催場所)

桑名市健康・ケア教室事業内容変更申請書

年 月 日付けで事業登録(内容変更)しました健康・ケア教室事業について、下記のとおり内容を変更するので、申請します。

記

変更日 年 月 日 から

変更理由

変更内容	変更前	変更後
法人名		
所在地		
代表者名		
事業所名		
事業所所在地		
電話番号		
実施内容	(健康相談・運動・口腔・栄養・認知・その他)	(健康相談・運動・口腔・栄養・認知・その他)
内容詳細		
実施期間	年 月 日～	年 月 日～
実施日時	毎週 曜日/毎月 曜日 (午前・午後) 時 分～ (午前・午後) 時 分	毎週 曜日/毎月 曜日 (午前・午後) 時 分～ (午前・午後) 時 分
実施場所		
受入可能人数		
指導者の職種・人数		

※変更箇所のみ記入してください。

※実施内容・予定については別紙添付でも構いません。

本申請に係る連絡先

部署名・担当者名	:
電話番号	:
メールアドレス	:

様式第4号(第14条関係)

(令6告示143・全改)

